# 第12章 揚排水機場工事

## 第１節　適用

### 第12－１条 適 用

本章は、機場下部工事における機場本体工・燃料貯油槽工・遊水池工その他これに類する工種に適用するものとする。

なお、ポンプ及びその附属設備の製作据付工事は第14章の規定によるものとする。

## 第２節 一般事項

### 第12－２条 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（１）土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 　農林水産省農村振興局

（２）土地改良事業設計指針「耐震設計」　　　　　　 農林水産省農村振興局

（３）杭基礎施工便覧 （公社）日本道路協会

（４）杭基礎設計便覧 　　　　　　　　　　　　　　　（公社）日本道路協会

（５）鋼管矢板基礎設計施工便覧 　　　　　　　　　　（公社）日本道路協会

（６）道路土工－盛土工指針 　　　　　　　　　　　　（公社）日本道路協会

（７）道路土工－擁壁工指針 　　　　　　　　　　　　（公社）日本道路協会

（８）道路土工－カルバート工指針 　　　　　　　　　（公社）日本道路協会

（９）道路土工－仮設構造物工指針 　　　　　　　　　（公社）日本道路協会

### 第12－３条　 一般事項

１．受注者は、河川敷地内への仮置及び仮設物設置等の一時利用に際しては、設計図書による関係法令を遵守し、施工しなければならない。

２．受注者は、関連工事（ポンプ・附属設備の据付等）と施工上競合する部分については、施工業者相互で協議し協調し合うものとする。なお、軽微な事項は、施工業者相互の責任において処理するものとし、それ以外については監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、機場下部工の施工に先立ち、精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。また、基準点等の保全に努めなければならない。

４．受注者は、施工の支障となる基準点及び水準点については監督職員と協議のうえ移設し、その成果を図面に示して提出しなければならない。

５．受注者は、排水施設の設置に伴い、揚水量・地下水位・地盤の沈下等について観測記録を整理し、監督職員に提出しなければならない。

６．輸送工

受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。

## 第３節 土 工

### 第12－４条　 掘削工

掘削工の施工については、第３－９条 掘削一般の規定によるものとする。

### 第12－５条　 盛土工

盛土工の施工については、第３－15条 盛土一般の規定によるものとする。

### 第12－６条 　整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、第３－12条 法面仕上げの規定によるものとする。

## 第４節 機場本体工

### 第12－７条　 作業土工

１．作業土工の施工については、第３章 第３節 土工の規定によるものとする。

２．受注者は、地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について監督職員と協議しなければならない。

### 第12－８条　 既製杭工

既製杭工の施工については、第３－28条 杭打ち一般の規定によるものとする。

### 第12－９条　 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第３－31条 場所打ち杭工の規定によるものとする。

### 第12－10条　 矢板工

矢板工の施工については、第３－33条 矢板一般の規定によるものとする。

### 第12－11条　 本体工

１．受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

２．均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第３章 第13節 コンクリート工の規定によるものとする。

３．鉄筋の施工については、第３章 第15節 鉄筋工の規定によるものとする。

４．型枠の施工については、第３章 第14節 型枠工及び支保工の規定によるものとする。

５．受注者は、目地材の施工位置について、設計図書によらなければならない。

６．受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

### 第12－12条　 燃料貯油槽工

１．受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

２．均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第３章 第13節 コンクリート工の規定によるものとする。

３．鉄筋の施工については、第３章 第15節 鉄筋工の規定によるものとする。

４．型枠の施工については、第３章 第14節 型枠工及び支保工の規定によるものとする。

５．受注者は、防水モルタルの施工にあたり、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。

６．受注者は、充填砂を施工する場合、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分行き渡るよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合、乾燥した砂でなければならない。

７．受注者は、アンカーボルトの施工にあたり、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないよう設置しなければならない。

８．受注者は、目地材の施工位置について、設計図書によらなければならない。

９．受注者は、コンクリート打設に際し、施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜及びアンカー金具埋設位置等について、工事着手前に関係者と協議のうえ施工しなければならない。

## 第５節 遊水池工

### 第12－13条　 作業土工

作業土工の施工については、第３章 第３節 土工の規定によるものとする。

### 第12－14条　 既製杭工

既製杭工の施工については、第３－28条 杭打ち一般の規定によるものとする。

### 第12－15条　 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第３－31条 場所打ち杭工の規定によるものとする。

### 第12－16条　 矢板工

矢板工の施工については、第３章 第５節 矢板工の規定によるものとする。

### 第12－17条　 側壁工

側壁工の施工については、本章第12－11条 本体工の規定によるものとする。

### 第12－18条　 コンクリート床版工

１．均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第３章 第13節 コンクリートの規定によるものとする。

２．鉄筋の施工については、第３章 第15節 鉄筋工の規定によるものとする。

３．型枠の施工については、第３章 第14節 型枠工及び支保工の規定によるものとする。

### 第12－19条　 現場打水路工

現場打水路工の施工については、第９章 第６節 開水路の規定によるものとする。

## 第６節 上屋建築工

### 第12－20条　 一般施工

設計図書に明示されていないものについては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」に準ずるものとする。